

## 令和3(2021)年度

### 栃木県震災建築物応急危険度判定士養成講習会案内

栃木県では、地震により被災した建築物の、余震等による二次災害の防止を目的とした応急危険度判定を実施するため、応急危険度判定士を養成し、認定しています。

応急危険度判定士として認定されるには、震災建築物応急危険度判定士認定制度に基づく養成講習を受講していただく必要がありますので、認定を希望される方は、この講習会を受講してください。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、Webでの開催といたします。

- 1 日 時 令和3(2021)年10月28日(木)  
午前9時00分から正午(予定)
- 2 講 師 栃木県県土整備部建築課職員
- 3 受講資格 建築士又は建築・土木行政職員  
(1) 建築士法第14条に定める「一級建築士試験の受験資格を有する者」  
(2) 建築士法第15条に定める「二級建築士試験・木造建築士試験の受験資格を有する者」  
(3) 国又は地方公共団体の職員として建築又は土木の技術に関して3年以上の実務経験を有する者  
(4) 建設業法に定める一級建築施工管理技士又は二級建築施工管理技士
- 4 受講料 無 料
- 5 申込方法 受講申込書に必要事項を記入し、下記の申込先に郵送、FAX又はメールで送付してください。
- 6 申込先 栃木県県土整備部建築課事業管理担当  
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20  
TEL 028-623-2512 FAX 028-623-2489  
E-mail : edam01@pref.tochigi.lg.jp
- 7 申込期限 令和3(2021)年10月5日(水)
- 8 受講方法 オンライン用ミーティングアプリを活用し受講する。(※受講決定者には後日アクセスコード等を御案内いたします。)
- 9 その他 ① 10月上旬を目途に受講決定通知を送付します。  
② 受講申込書の様式は、建築課のホームページからダウンロードできます。  
③ 受講申込書は、県建築課、土木事務所、(一社)栃木県建築士会、(一社)栃木県建築士事務所協会でも配布しています。